

改正

平成30年3月6日条例第32号

令和3年3月9日条例第16号

令和5年3月6日条例第16号

令和5年9月29日条例第55号

令和6年6月21日条例第33号

世田谷区立産後ケアセンター条例

題名改正〔令和3年条例16号〕

世田谷区では、少子化や核家族化が進む中で、出産直後の母及びその子が安心して利用できる産後ケアセンターをつくり、平成20年より事業を開始した。

産後ケアセンターは、多くの母子を受け入れ、乳児との生活への適応及び母の自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み重ねてきた実績を受け継ぐ区立の産後ケアセンターを設置し、着実に事業を運営するため、この条例を定める。

(目的及び設置)

第1条 子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項に規定する産後ケア事業(以下「産後ケア事業」という。)を実施するため、世田谷区立産後ケアセンター(以下「センター」という。)を設置する。

全部改正〔令和3年条例16号〕

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター
- (2) 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号

追加〔令和3年条例16号〕

(施設)

第3条 センターの施設(以下「施設」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する助産所(以下「助産所」という。)及び母子保健法に規定する産後ケアセンター(以下「産後ケアセンター」という。)とする。

追加〔令和3年条例16号〕

(事業の内容)

第4条 助産所又は産後ケアセンターで行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 母子の心身の健康及び授乳、沐(もく)浴等の育児に関する指導及び相談対応に関すること。
- (2) 地域における母子の仲間づくりの支援及び子育てに関する情報の提供をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要なこと。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(施設を使用することができる者)

第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 事業を利用する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認めた者

追加〔令和3年条例16号〕

(事業を利用することができる者等)

第6条 事業を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者及びその子（生後4箇月未満の者に限る。）とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 産後4箇月未満の者で、心身の健康又は育児に対する不安等を抱えていること。
- (3) 前号の不安等について、家族等からの支援を受けることができないこと。

2 前項に定めるもののほか、事業を利用する必要があると区長が認める者は、同項各号に掲げる要件を満たさない者であっても事業を利用することができる。

3 事業（助産所で行うものに限る。以下この項において同じ。）を利用する者が現に監護する者（6歳以下の未就学の者に限る。）であって、事業を利用することによりその間の監護を欠くこととなるものは、事業の利用に伴い助産所を使用することができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(人員、設備及び運営の基準)

第7条 センターの人員、設備及び運営について必要な基準は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）に定める産後ケア事業の実施基準その他規則で定めるものとする。

追加〔令和3年条例16号〕

(休館日)

第8条 センターの休館日は、3月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用時間)

第9条 センターの利用時間は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用の手続)

第10条 事業を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないものとする。

- (1) 事業を利用しようとする者又は第6条第3項の規定により施設を使用しようとする者が伝染性疾患を有する者であるとき。
- (2) 事業を利用しようとする者又は第6条第3項の規定により施設を使用しようとする者が秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。
- (3) 施設に空室が生じていないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が事業の利用を不相当と認めるとき。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用条件)

第11条 区長は、事業の利用の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(承認の取消し等)

第12条 区長は、事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 事業の利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 利用者又は第6条第3項の規定により施設を使用する者が他人に迷惑をかけ、又は施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用料)

第13条 事業の利用料は、別表に定める額とする。

2 利用者は、利用料を指定された期限までに、納付しなければならない。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用料の減免)

第14条 区長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用料の不還付)

第15条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(施設等の変更禁止等)

第16条 利用者は、事業の利用に係る施設等の使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、事業の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、事業の利用に係る施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。第12条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(損害賠償)

第19条 利用者は、事業の利用に際し、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業)

第20条 助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業の内容その他必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔令和5年条例16号〕

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例16号・5年16号〕

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（次条において「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

第2条 区長は、第10条第1項の規定による承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

一部改正〔令和3年条例16号〕

(利用券の提出による利用料の額に関する特例措置)

第3条 所得割課税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。以下同じ。）（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額とする。以下同じ。）が0円を超える世帯に属する者が、事業の利用の際、区長が別に定める利用券を提出した場合は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

別表1の部宿泊（1泊目）の項	9,000円	4,000円
別表1の部宿泊（2泊目以降）の項	4,500円	2,000円
別表1の部日帰りの項	3,000円	500円
別表3の部宿泊（1泊目）の項	1,000円	0円
別表3の部宿泊（2泊目以降）の項	500円	0円
別表3の部日帰りの項	250円	0円

追加〔令和5年条例55号〕

附 則（平成30年3月6日条例第32号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の規定は、平成30年10月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日条例第16号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日条例第16号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第55号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年6月21日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第13条関係）

種別	利用形態	利用料		
		所得割課税額が0円を超える世帯に属する者	所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者	被保護者
1 第4条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するときは、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。）	宿泊（1泊目）	母子1組につき 9,000円	母子1組につき 0円	母子1組につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 4,500円	母子1組につき 0円	母子1組につき 0円
	日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 0円	母子1組につき 0円
2 第6条第3項の規定により、事業を利用	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円

する子の兄又は姉（次 項に規定する多胎妊 娠に係る子に該当す る者を除く。）が施設 を使用する場合	宿泊（2泊 目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円
3 事業を利用する子 が多胎妊娠に係る子 の1人である場合の 当該利用に係る子以 外の多胎妊娠に係る 子が事業を利用する 場合	宿泊（1泊 目）	1人につき 1,000円	1人につき 0円	1人につき 0円
	宿泊（2泊 目以降）	1人につき 500円	1人につき 0円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 250円	1人につき 0円	1人につき 0円

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
- 2 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。

一部改正〔平成30年条例32号・令和3年16号・5年55号〕